令和８年度　第２回定期募集

本庄市営住宅
入居者募集案内

令和８年１１月募集

市営住宅とは・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

募集住宅一覧・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

入居申込みのスケジュール・・・・・・Ｐ３～Ｐ６

入居申込み上の注意等・・・・・・・・Ｐ７～Ｐ９

市営住宅申込みに必要な書類・・・・・Ｐ10～Ｐ12

収入月額の計算方法・・・・・・・・・Ｐ13～Ｐ14

入居手続きについて・・・・・・・・・Ｐ15

入居後について・・・・・・・・・・・Ｐ15

申込書記入例、資料１～資料１１・・・Ｐ16～Ｐ37

本庄市営住宅一覧表、位置図・・・・・Ｐ39～Ｐ41



お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

TEL:048-577-6043　　FAX:048-524-9769

受付時間　午前８：30～午後５：15（平日のみ）

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方々のために、建設された住宅です。比較的安価な家賃額で入居できますが、他の民間住宅とは異なり、いろいろな義務や制限が条例等で定められています。

また、子育て中の若い世帯やご年配の方、障がいのある方などさまざまな方が入居しています。お住まいいただく皆様にはルールやマナーを守っていただきますようにお願いいたします。

１自治会活動への参加にご協力ください。

市営住宅団地は、自治会に属しており、自治会は団地敷地内の管理活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、自治会費等の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。入居後は自治会に入会いただき、明るい住まいづくりにご協力ください。

２共益費や駐車場使用料は別途かかります。

市営住宅では、家賃のほかに共同で利用する施設等の管理費用が必要となります。共益費は各団地により負担金額が異なり、それぞれの団地において管理しています。

各団地には住宅管理人がいますので、共益費につきましては住宅管理人に確認してください。

駐車場使用料は、市から使用承認された方のみ利用することができます。ご利用の場合は駐車場使用申請が必要です。家賃とは別に駐車場使用料がかかります。

※泉町、小島第一、小島第二、日の出、東台市営住宅は、入居者専用駐車場があります。

３毎年の収入申告や世帯の異動に伴う手続きが必要です。

入居後も毎年、収入の申告を行うことや、同居・転出等が発生した場合は、市役所への届け出とともに埼玉県住宅供給公社への手続きが必要となります。

４住宅の修繕は必要最低限です。

住宅は、皆様にご入居いただく前に、修繕やクリーニング等を実施しておりますが、床、壁、天井、木枠、建具等にキズや色染み等が残っている場合があります。

残っていたキズや色染みは、住宅の使用に支障のない場合そのままご使用いただきます。あらかじめご理解ご了承のうえ、お申込み・ご入居いただきますようお願いいたします。

５ペットの飼育や一時預かり、給餌は禁止です。

ペット（犬、猫、鳥類その他の動物）の飼育（一時預かりを含む）及び給餌を禁止しています。

令和８年度　第２回定期・随時募集住宅一覧

■定期募集（抽せん）

受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月 20 日（金）消印有効

番号	住宅名	募集戸数	間取	家賃の目安（月額）	建物階数	入居対象
1	田中	1	２Ｋ	6,100～2,000 円	平屋	単身入居～
2	田中（特殊住宅）	2	２Ｋ	4,500～9,800 円	平屋	単身入居～
3	四方田	4	２Ｋ	5,200～12,500 円	平屋	単身入居～
4	四方田（特殊住宅）	1	２Ｋ	5,700～11,300 円	平屋	単身入居～
5	小島第一	1	３ＤＫ	23,800～46,800 円	３階建	２人世帯～
6	東台	1	３ＬＤＫ	29,400～57,600 円	４階建	２人世帯～

※特殊住宅…人身等の事故で空家となっている住宅です。
　家賃等は他の住宅と変わりません。

■随時募集（電話申込み先着順）

受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年 12 月 25 日（金）

番号	住宅名	募集戸数	間取	家賃の目安（月額）	建物階数	入居対象
7	田中（特殊住宅）	1	２Ｋ	4,700～9,300 円	平屋	単身入居～
8	四方田	1	２Ｋ	6,200～12,100 円	平屋	単身入居～
9	泉町	8	３ＤＫ	21,000～42,400 円	３階建	２人世帯～
10	小島第一	3	３ＤＫ	23,700～46,800 円	３階建	２人世帯～
11	小島第二	3	３ＤＫ	21,200～42,700 円	３階建	２人世帯～
12	東台	4	３ＬＤＫ	26,900～57,600 円	４階建	２人世帯～

※特殊住宅…人身等の事故で空家となっている住宅です。
　家賃等は他の住宅と変わりません。

（注）各住宅ともエレベーターはありません。
　各住宅には、風呂釜（給湯器）・浴槽が設置されています。
　建物階数は、建物全体の階数を示しており、募集している部屋が何階にあるかを表すものではありません。



入居申込みのスケジュール（申込みから入居まで）

定期募集

申込み資格の確認

市営住宅に申し込むためには一定の資格が必要です。
「入居者募集案内」P7～P8 記載の「申込み資格」で確認してください。

▼

申込書の記入、郵送

【申込み時に必要な書類】
①市営住宅入居申込書（様式第１号）
②同意書
※申込書は P16 の記入例を参照し、記入漏れ等のないよう注意してください。
【申込み方法】申込み用封筒に切手を貼り郵送
【申込み期間】令和８年 11 月２日(月)～令和８年 11 月 20 日(金)消印有効
【郵　送　先】〒360-0826　熊谷市赤城町 1-147-2
埼玉県住宅供給公社　熊谷支所　市営住宅担当

▼

抽せん会案内の発送

「抽せん会の開催案内」を送付いたします。
【発送予定日】令和８年 11 月 27 日(金)

▼

抽せん会

入居予定者を決めるために抽せん会を開催いたします。
抽せん会を欠席する場合でも結果に影響はありません。
【日　時】令和８年 12 月４日(金)午前 10：30～
【場　所】本庄市本庄３丁目５番３号　本庄市役所２階 201 会議室

▼

抽せん結果のお知らせ

申込者に当選・補欠・落選をお知らせする「**選定結果通知書**」を送付いたします。
【発送予定日】令和８年 12 月 11 日（金）

▼

入居資格審査

当選者の方は、P10～P12 の提出書類を揃えて、会場へご持参ください。
【日　程】令和８年 12 月 23 日（水）
【会　場】本庄市本庄３丁目５番３号　本庄市役所２階 201 会議室

▼

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。この照会に該当された世帯は失格となります。

▼

入居手続きに必要な書類

入居予定者には「入居承認書」「入居請書」「敷金納入通知書」「入居説明会開催通知」を送付いたします。
身元引受人が1名必要となります。
入居説明会日に入居請書、身元引受人の住民票（続柄記載）、身元引受人の同意書、敷金納入済通知書の写しをご持参ください。
【発送予定日】令和 9年 1月 13日(水)

▼

入居

【入居説明会日】令和 9年 1月 29日(金)　本庄市役所2階201会議室
【入居可能日】　令和 9年 2月 1日(月)
入居可能日から15日以内に入居してください。
家賃は入居可能日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社までご連絡ください。

▼

入居完了

入居後 14 日以内に本庄市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。
手続き完了後、住民票を添えて入居完了届を埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へ郵送をお願いいたします。

〈補欠の方について〉

「補欠」の方は当選者が辞退または入居資格がなかった場合に「繰上当選」となります。
「繰上当選」が決定した場合のみご連絡いたします。
令和9年1月13日(水)までに連絡がない場合は「落選」となります。
繰上当選通知が届いた方は、後日入居に必要な書類を送付いたします。

繰り上げ当選の方の入居説明会及び鍵渡し

【日時】令和9年2月26日(金)
【場所】本庄市本庄3丁目5番3号　本庄市役所2階201会議室

随時募集（電話申込み先着順）

申込み資格の確認

「入居者募集案内」P7～P8 記載の「申込み資格」を確認してください。
※定期募集と募集住戸が異なります。お間違いのないよう注意してください。

▼

申込みの方法

まず、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ電話でお申込みください。
電話申込み後、申込書、同意書とともに全員の方が提出する書類(P10)および該当者提出書類(P11～P12)の該当する書類を郵送してください。
先に申込みがあった場合は、次点登録となります。先に申込まれた方が入居資格審査により失格または辞退された場合に、申込みについてのご案内となります。
【電話申込み期間】令和 8 年 11 月 2 日(月)～令和 8 年 12 月 25 日(金)
【お問い合わせ】048-577-6043　(午前 8：30～午後 5：15　土・日・祝日を除く)
【郵　送　先】　〒360-0826　熊谷市赤城町 1-147-2
埼玉県住宅供給公社　熊谷支所　市営住宅担当

▼

書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。
不足書類の提出は、その都度期限を設定いたします。
※不足書類を期限内に提出しなかった場合は失格となります。

▼

入居資格審査結果

入居資格審査の結果を随時送付します。
なお、提出していただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

▼

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。この照会に該当された世帯は失格となります。

▼

入居手続きに必要な書類

入居予定者には「入居承認書」「入居請書」「敷金納入通知書」を送付します。
身元引受人が 1 名必要となります。
入居説明会日に入居請書、身元引受人の住民票、身元引受人の同意書、敷金納入済通知書の写しをご持参ください。

▼

入居

11 月申込者 【入居説明会日】令和 9 年 1 月 29 日(金)本庄市役所 2 階 201 会議室
【入居可能日】 令和 9 年 2 月 1 日(月)
12 月申込者【入居説明会日】令和 9 年 2 月 26 日(金)本庄市役所 2 階 201 会議室
【入居可能日】 令和 9 年 3 月 1 日(月)
入居可能日から 15 日以内に入居してください。
家賃は入居可能日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社までご連絡ください。

▼

入居完了

入居後 14 日以内に本庄市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。
手続き完了後、住民票を添えて入居完了届の提出を埼玉県住宅供給公社 熊谷支所お願いします。
☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。

入居申込み上の注意等

1 申込み資格

市営住宅に申込みできる方は、次の①から⑥までのすべての要件を備えていることが必要です。ただし、単身の方でも単身入居要件（P8 別記 1）に該当する方は、申込みできます。
※単身とは、申込者本人に現に戸籍上の配偶者がいないこと及び同居できる親族がいないことです。

① 同居する親族（原則として同一世帯に属する1親等の親族とする）がいること。
【注意事項】
ア） 婚約中で申し込む場合は、入居可能日の前日までに婚姻したことを確認できることが条件となります。
イ） 内縁関係、事実婚（パートナーシップを含む）の場合、以下のいずれかであること。
・双方に配偶者がおらず、かつ住民票で 1 年以上の同居（申込み締切日時点）が確認できること。
・パートナーシップの関係にある方は市町村の発行する証明又は受理書等の取得者。
ウ） 夫婦どちらか一方がこどもと申込む場合（DV 被害者を除く）や、社会通念上著しく不自然な世帯分離でないこと。
エ） 事実上婚姻関係が解消した世帯で申し込む場合は、家庭裁判所に離婚の調停を申立てていること又は配偶者と 1 年以上別居していることを住民票等で確認できること等が条件となります。

② 入居しようとする世帯の収入月額が、次の基準内にあること。

入 居 者 区 分	収 入 月 額
本 来 入 居 者 （一般階層）	158，000円以下
高齢者世帯等（P8 別記 2） （裁量階層）	214，000円以下

※ 収入月額とは、入居しようとする世帯全員の1年間の所得から、一定要件の控除額を差し引いた金額を 12 で除したものです。

③ 本庄市内に住所又は勤務場所があること。
④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
⑤ 市税（国民健康保険税、軽自動車税を含む）等の滞納がないこと。
⑥ 申込者本人を含めた同居世帯全員が暴力団員でないこと。

(注)外国人については、次の(ア)から(エ)のいずれかの在留資格を有していることが条件となります。
(ア) 永住者及びその配偶者又は子
(イ) 特別永住者
(ウ) 日本人の配偶者又は子
(エ) 定住者

※ 注意点

① 住宅内でのペット（犬、猫、鳥類その他の動物）の飼育は禁止です。一時的に預かることもできません。
ペットを飼育していることを発見した場合又は騒音の発生等、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたときは、条例の規定により住宅の明け渡しの対象となります。
② 住宅の転貸や入居の権利を譲渡、無断で住宅以外の用途に使用したときは住宅の明け渡しの対象となります。
③ 照明器具、ガスコンロ、エアコン等は入居者の方にご用意いただきます。部屋によっては、エアコンの室外機が設置できない場合がありますので、窓用エアコンを設置してください。
④ 入居資格審査や部屋の修繕等に期間が必要なため、即日入居はできません。

単身入居要件及び高齢者世帯等の収入基準緩和要件

（別記1）　単身入居要件

次のいずれかに該当する方は、単身であっても市営住宅入居の申込みをすることができます。

ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める方を除くものとします。

① 60 歳以上　（申込日での年齢）

② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている

・1 級～4 級の身体障がい者

・1 級～3 級の精神障がい者

・Ⓐ、A、B又は C の知的障がい者

③ 戦傷病者手帳の交付を受けている（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症

まで、又は同法別表第 1 号表ノ3 の第 1 款症）

④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

⑤ 生活保護受給者又は中国残留邦人等に対する支援給付受給者

⑥ 海外引揚者（日本に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない）

⑦ ハンセン病療養所入所者等

⑧ DV被害者（配偶者暴力防止等法第1条第 2 項に規定する被害者で保護が終了した日または、裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない）

（別記2）　高齢者世帯等の収入基準緩和要件 （裁量階層）

入居に当たって、同居しようとする親族に、次のいずれかに該当する方がいる場合の収入月額基準は「158, 000 円以下」から「214, 000 円以下」まで緩和されます。

① 入居者が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満である場合（60 歳以上の単身入居者も該当します。）

② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている

・1 級～4 級の身体障がい者

・1 級、2 級の精神障がい者

・Ⓐ、A又はBの知的障がい者

③ 戦傷病者手帳の交付を受けている（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2 の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3 の第1款症）

④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

⑤ 海外引揚者（日本に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない）

⑥ ハンセン病療養所入所者等

⑦ 同居者に小学校就学前のお子さんがいる場合

（注）各年齢は、申込日での年齢とします。

2 抽せん

申込者が募集戸数を上回った住戸の候補者を抽せんします。

抽せん会に参加されなくても抽せん結果には影響ありません。

以下の資格に該当し申告された場合、【基本抽せん個数(A)】に【優遇抽せん加算(B)】の数を抽せん個数に追加でき、当せん確率が高くなります。なお申告された場合、資格の有無を確認します。P9～P10 の必要書類を合わせてご確認ください。

※優遇抽せんに該当される方は、申込書の【優遇抽せん該当】欄（希望市営住宅名欄の下）に該当番号（丸数字）を記入してください。

※該当しない状態で優遇抽せんの申込みをされると、資格審査で失格となります。

抽せんの優遇(抽せん番号の加算)一覧

<table>
<tr><td colspan="5">基本抽せん個数(A)</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="13">優遇抽せん個数(B)</td><td>高齢</td><td>①</td><td colspan="2">高齢者がいる世帯(60 歳以上)</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">障がい</td><td>②</td><td rowspan="2">障がい者世帯</td><td>身 1～2 級、精 1 級
知Ⓐ、A 級 ※2</td><td>2</td><td rowspan="5">※1</td></tr>
<tr><td>③</td><td>身 3～4 級、精 2 級
知 B 級 ※2</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td>④</td><td rowspan="2">戦傷病者</td><td>特別項症～第 3 項症</td><td>2</td></tr>
<tr><td>第 4 項症～第 6 項症
第 1 款症</td><td>1</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td colspan="2">原子爆弾被爆者</td><td>1</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td colspan="2">海外引揚者</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>⑦</td><td colspan="2">ハンセン病療養所入所者等</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">子育て</td><td>⑧</td><td colspan="2">18 歳未満の子がいる世帯</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>⑨</td><td colspan="2">母子・父子世帯</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>被害者</td><td>⑩</td><td colspan="2">DV 被害者</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>公共事業</td><td>⑪</td><td colspan="2">公共事業により住宅が除却される世帯</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害</td><td>⑫</td><td colspan="2">災害等による住宅の滅失</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>⑬</td><td colspan="2">土砂災害特別警戒区域内に居住している世帯</td><td>2</td><td></td></tr>
</table>

※1　世帯の中で③④に該当する方ごとに加算（1 人の方が複数の障がいをお持ちの場合は、加算数の大きいもの 1 つのみが加算対象）

※2　身→身体障がい手帳、 精→精神障がい手帳及び年金証書、 知→療育手帳

市営住宅申込みに必要な書類

１　［申込者全員に提出していただく書類］

No	書類の種類	ページ 発行	書類の内容
1	市営住宅 入居申込書	P17 P18 （資料１）	・市営住宅入居申込書
2	同　意　書	P19 （資料 2）	住所・氏名等の記入が必要です。
3	世帯全員の住民票 （日本国籍の ない方を含む）	市民課	・世帯全員で続柄記載のあるもの ※マイナンバーが記載されていないもの ※国籍・在留期間の省略されていないもの
4	令和８年度 （令和７年分） 所得課税証明書	課税課	所得に関する書類は、中学生以下の方を除いて全員必要です。 年金受給者、所得のない方も必要です。
5	市税に 滞納のない証明書	課税課	入居しようとする方の全員分が必要です。 （中学生以下は不要）
6	現在住んでいる 住宅の証明書		民営のアパート、貸家等に住んでいる方 ・賃貸契約書の写し
		P21 （資料３）	社宅等で賃貸借契約書のない方 ・入居証明書
		課税課	親族等の家に住んでいる方 ・家屋の固定資産評価証明書（所有権記載のもの） （共有名義の場合は、共有者全てが分かるもの）

（注）　住民票、所得課税証明書等各種証明書は、発行後 3 か月以内のものを添付してください。
記入するものを除き、写しと記載のない書類はすべて原本が必要です。
マイナンバーカードをお持ちの方は、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアで取得できる場合があります。

2　［該当する方のみ提出していただく書類］

No	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
1	申込みする前年の 1月2日以降に現在の 職場に就職した方	P23 (資料4)	・給与支払証明書 （勤務先の代表者等が証明したもの）
2	申込みする前年の 1月2日以降に自営業 を開業した方	P25 (資料5)	・収支明細書
			・税務署長に提出した開業届けの控えの写し
3	申込みする前年の 1月2日以降に退職 し、現在無職の方	P27 (資料6)	・退職証明書 （退職した勤務先の代表者等が証明したもの）
4	市外在住で本庄市内 に勤務先がある方	P29 (資料7)	・在職証明書（勤務先の代表者等が証明したもの）
5	ひとり親世帯 （母子・父子世帯）		・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のもの）
6	配偶者のいない成人 (単身入居予定の方含む)		・戸籍謄本（配偶者のいないことが確認できる書類）
7	単身で申し込む方		・戸籍謄本（配偶者の有無・死亡または離婚が確認できるもの）
		P31 P32 (資料8)	・自活状況申立書
8	生活保護受給者		・生活保護受給証明書（福祉事務所発行のもの）
9	障がい者等の認定を 受けている方		次のいずれかの書類 ・身体障がい者手帳の写し ・精神障がい者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し ・戦傷病者手帳の写し ・被爆者健康手帳の写し ・ハンセン病療養所等入所証明書等、特定の認定を受けている場合の証明書
10	婚約中の方 （入居可能日から 同居することが条件）	P33 (資料9)	・婚約申立書
			・住民票（それぞれの方のもの）
			・戸籍謄本等（入居可能日の前日までに婚姻したことが確認できるものを入居可能日までに提出）
11	内縁関係、事実婚（パートナーシップ含む）の関係に該当する方	P35 (資料10)	・内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書
			次のいずれかの書類 ・それぞれの戸籍謄本と1年以上の同居が確認できる　世帯全員の続柄記載の住民票） ・「本庄市パートナーシップ宣誓証明書」・「本庄市パートナーシップ宣誓証明カード」

（次のページへ続く）

	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
12	DV 被害者世帯		次のいずれかの書類 ・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明） ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・裁判所が決定した保護決定書の写し
13	事実上婚姻関係が解消した世帯		・戸籍謄本
		P37 （資料 11）	次のいずれかの書類 ・家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 ・児童扶養手当証明書 ・1 年以上の別居が確認できる双方の世帯全員の住民票（続柄記載）及び申出書 （同居しない配偶者の住民票が入手不能の場合は、1 年以上前に住所異動したことを証する書類（戸籍の附票））
14	日本国籍のない方		・在留カード又は特別永住者証明書（カード）表裏の写し（世帯全員分）
15	母子（父子）世帯、配偶者のいない成人又はひとり親の外国籍の方		独身証明書（婚姻要件具備証明書）等、配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳
16	自宅をお持ちの方		・自宅に居住継続が不可能なことを証明するもの（家屋等売買契約書の写し、土地収用等証明書の写し、競売開始通知書の写し等）

収入月額計算方法

○年間収入金額から計算する場合

自営業の方・年の途中で就職又は退職された方等は、【A】から計算してください。
課税年金所得者は、【B】から計算してください。
非課税年金受給者の方は年間所得金額はありません。
┈┈は、収入がある方が 2 人以上の場合に使用してください。

年間収入金額

①’ 円

②’ 円

③’ 円

○年間所得金額から計算する場合

給与所得者等は【C】から計算してください。
源泉徴収票は所得控除後の欄の額です。

【A】年間収入金額から年間所得金額を算出

ア)端数処理

推定年間収入額を下記の表に従って端数処理をします。

年間収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999 円以下	端数整理しない
1,619,000 円以上　1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上　1,621,999 円以下	1,620,000 円
1,622,000 円以上　1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円以上　1,627,999 円以下	1,624,000 円
1,628,000 円以上 6,599,999 円以下の場合、次の計算を行い端数整理する。 ※推定年間収入を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 例)2,131,987÷4,000＝532.9967→532×4,000＝2,128,000	
6,600,000 円以上	端数整理しない

端数整理の結果

①” 円

②” 円

③” 円

イ)年間所得金額の計算

端数整理した金額を下記の表により年間所得金額を計算します。

端数整理後の年間収入金額	年間所得金額
650,999 円以下	0 円
651,000 円以上　1,899,999 円以下	年間収入金額－650,000 円
1,900,000 円以上　3,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.7- 80,000 円
3,600,000 円以上　6,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.8-440,000 円
6,600,000 円以上　8,499,999 円以下	年間収入金額×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円以上	年間収入金額－1,950,000 円

年間所得金額(一般)

① 円

② 円

③ 円

【B】年金収入から年間所得金額を算出

公的年金の源泉徴収票の支払い金額又は年金の支払い通知書合計額を下記の表により計算します。
(国民年金・厚生年金・共済年金等の課税年金受給者の方)

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額(円)
65 歳以上	1,100,000 円以下	0
	1,100,001 円以上　3,299,999 円以下	年金額-1,100,000
	3,300,000 円以上　4,099,999 円以下	年金額×0.75-275,000
	4,100,000 円以上　7,699,999 円以下	年金額×0.85-685,000
65 歳未満	600,000 円以下	0
	600,001 円以上　1,299,999 円以下	年金額-600,000
	1,300,000 円以上　4,099,999 円以下	年金額×0.75-275,000
	4,100,000 円以上　7,699,999 円以下	年金額×0.85-685,000

年間所得金額(年金)

① 円

② 円

③ 円

※遺族年金・障がい者年金・老齢福祉年金等の非課税年金受給者の方は、年間所得金額は 0 となります。
給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が〔給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万)+公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万)〕－10 万円＝給与所得控除後の金額から控除する額

【C】世帯の総年間所得金額の計算

全員の年間所得を合計します。

年間所得金額 ① 円 ＋ 年間所得金額 ② 円 ＋ 年間所得金額 ③ 円 ＝ 世帯の総年間所得金額 【C】 円

次のページＥへ

【D】控除金額の計算

該当するものを選択し、控除額を計算します。

控除名		控除の対象者	控除金額
一般控除 （同居・扶養親族）		入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。(遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。)	380,000 円×　　人 ＝　　円
特別控除	給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円×　　人 ＝　　円 （所得金額が１０万円未満である場合には、当該所得額）
	老人扶養親族	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方がいる場合 （扶養親族には同一生計配偶者も含む）	100,000 円×　　人 ＝　　円
	特定扶養親族	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円×　　人 ＝　　円
	障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 (イ) ２級、３級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (ウ) ３級～６級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 (オ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度でア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000 円×　　人 ＝＿＿＿＿＿円 （同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象）
	特別障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 心神喪失の状況にある方 (イ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級の方 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された方 (エ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で１級・２級の方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの方 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円×　　人 ＝＿＿＿＿＿円 （同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額が大きいものが対象）
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、次の要件にすべてに当てはまる方 (1) 生計を一にするこどもがいること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円×　人 ＝＿＿＿＿＿円 （所得額 35 万円未満の場合は当該所得額）
	寡婦	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 (ア) 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 (イ) 夫と死別してから婚姻していない方 (ウ) 夫の生死が明らかでない方 （1） ひとり親に該当しないこと （2） 合計所得金額が 500 万以下であること （3） 所得所本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円×　　人 ＝＿＿＿＿＿円 （所得額 27 万円未満の場合は当該所得額）
控除額合計（総控除額）			【D】　　円

【E】収入月額の計算

世帯の総年間所得金額から総控除額を差引き 12 で割ります。

前ページ【C】から

世帯の総年間所得金額		総控除額		収入月額
（ 【C】　円	―	【D】　円	）÷12＝	円

入居手続きについて

入居予定者となった方には「市営住宅入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納入通知書」を送付いたします。承認決定のあった日から10日以内に手続きを行ってください。

1 敷 金

入居手続きの際に、敷金として家賃の３か月分を納入していただきます。
この敷金は、退去されるときに未納家賃及び退去修繕個人負担分に充当することも可能です。
なお、充当後に残額がある場合は住宅入居名義人の口座へ振込みによりお返しいたします。

2 身元引受人

入居の際には、原則として緊急時等に連絡を取ることができる身元引受人が必要となります。
また、入居手続きの際に身元引受人となられる方には「市営住宅入居請書」「同意書」に記名していただき、併せて「住民票（続柄記載）」を提出していただきます。
※身元引受人は、近隣の方を優先してお探しください。
※外国人が入居する際の身元引受人は、日本国籍を有する者を優先し、前者がみつからない場合には永住資格を有する方をお願いいたします。

入居後について

1 家 賃

家賃は、引越し日にかかわらず、入居可能日より発生いたします。家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されて決まります。
入居後は、毎年「収入申告」をしていただき、その結果に基づき次年度の家賃額を決定します。
なお、収入が著しく低額である方など、一定の条件を満たす場合には、家賃の減額がありますので埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へご相談ください
家賃の支払いは、原則として口座振替となります。
家賃を３か月以上滞納された場合、住宅の明け渡しを請求いたします。

2 共益費

家賃の他に、共用灯等の共同で利用する施設の運営費用が「共益費」として入居者の負担となります。
なお、各住宅の共益費の負担額は設備内容により異なります。各団地において運営・集金等を行っておりますので、住宅管理人の方から説明を受けてください。

3 ペットの飼育（一時預かりを含む）及び給餌の禁止

ペット（犬、猫、鳥類、その他の動物）の飼育（一時預かりを含む）及び給餌は禁止です。
ペットを飼育していることを発見した場合、条例等の規定により住宅を明渡していただきます。

4 その他

入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により住宅を明渡していただきます。
上下左右の住戸からの生活音はある程度聞こえることがありますので、ご了承ください。
共同住宅ですので、「お互いさま」と思いやりの心を持った生活を心がけてください。

記入例

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 〇年 〇月 〇日

(あて先)埼玉県住宅供給公社　理事長

申込者 本 庄　太 郎

本庄市営住宅管理条例第８条第１項の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を誓約及び同意の上、同条第２項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申込みします。

申込者	ふりがな 氏　名	ほんじょう　たろう 本　庄　太　郎	㊚・女	生年月日	S〇年〇月〇日
	住　所	(郵便番号) 367-8501 本庄市本庄 3-5-3　〇〇アパート 101		電話番号	0495-25-1111
	勤務先	所在地(郵便番号) 360-0826 熊谷市赤城町 1-147-2			
		名　称 埼玉商事㈱		電話番号	048-577-6043

現に同居し、又は同居しようとする親族

続柄	氏名	性別	年齢	生年月日	職業	現在の状況	障害者(障害部分／級)	
本人(契約者)	ほんじょう　たろう 本庄　太郎	男	51	S〇.〇.〇	会社員			級
妻	ほんじょう　はなこ 本庄　花子	女	51	S〇.〇.〇	パート	(同居) 別居	身体	2 級
子	ほんじょう　いちろう 本庄　一郎	男	17	H〇.〇.〇	高校生	(同居) 別居		級
子	ほんじょう　じろう 本庄　二郎	男	14	H〇.〇.〇	中学生	(同居) 別居		級
						同居 別居		級
						同居 別居		級

希望市営住宅		新築・空家の別	市営住宅の種類	市内・市外の別	優先・一般の別	優先理由	世帯構成後の市内居住開始日	収入月額
番号	住宅名							
(例) 2	〇〇住宅	新築 空家	新築 空家	市内 市外	優先 一般			

【優遇抽せん該当】
(例) ②

＊太線内の欄には、記入しないでください。

様式第１号(第３条関係)　　（資料１）

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年　　月　　日

(あて先)埼玉県住宅供給公社　理事長

申込者

本庄市営住宅管理条例第８条第１項の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を誓約及び同意の上、同条第２項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申込みします。

申込者	ふりがな 氏　名		男・女	生年月日	年　月　日
	住　所	(郵便番号)		電話番号	
	勤務先	所在地(郵便番号)			
		名　称		電話番号	

	続柄	氏名	性別	年齢	生年月日	職業	現在の状況	障害者(障害部分／級)	
現に同居し、又は同居しようとする親族	ふりがな 本人 (契約者)								級
							同居 別居		級
							同居 別居		級
							同居 別居		級
							同居 別居		級
							同居 別居		級

希望市営住宅		新築・空家の別	市営住宅の種類	市内・市外の別	優先・一般の別	優先理由	世帯構成後の市内居住開始日	収入月額
番号	住宅名							
		新築 空家	新築 空家	市内 市外	優先 一般			

【優遇抽せん該当】

＊太線内の欄には、記入しないでください。

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者(申込者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会することに同意します。

個人番号記載欄（入居予定者全員の氏名及び１２桁の個人番号を記入）

氏　　名	個　人　番　号	同　意　書
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無

＊太線内の欄には、記入しないでください。

※個人番号の御本人確認方法（提出時は、空欄でお願いします。）

番号確認	
個人番号カード	
通知カード	
その他 （　　）	

身元確認	
運転免許証	
運転免許証以外の他の 証明書１通（顔写真有り） （　　）	
運転免許証以外の他の 証明書２通（顔写真無し） （　　） （　　）	

（資料２）

同　意　書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。
また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。
ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名をお願いいたします。

記

1.　個人情報の利用目的
①　賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
②　各種情報、及び連絡事項のご連絡やご案内
③　各種アンケートのお願い
④　調査・統計資料の作成
⑤　その他住宅等の管理上必要な場合

2.　個人情報提供の任意性
申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3.　個人情報の第三者提供
当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4.　個人情報の預託
当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5.　個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き
当公社は、本人又は本人から依託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。
なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和　　年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社　理事長

申込者 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

ＴＥＬ　048-829-2863
ＦＡＸ　048-824-3786
メールアドレス　privacy@saijk.or.jp

（資料３）

入　居　証　明　書

年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現在、上記の者は、　　年　　月　　日から下記住宅に入居していることを証明します。

記

住宅所在地	
住　宅　名　称	
家　賃（月額）	
住宅所有者	
契　約　期　間	

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者　名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

前年１月２日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。　（資料４）

給　与　支　払　証　明　書

氏名		採　用 年月日	年　　月　　日	職種		扶養家族	人

年　　月	基　本　給	賞　　与	時間外勤務手当	その他の手当	月の総支払額
年　　月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合　計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和　　年　　月　　日　　給与支払者　所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称及び代表者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア　さかのぼって１年間（勤務が１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）

イ　記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。

ウ　記載される金額は、税込額により記入してください。（手取り金額ではありません。）

エ　記載を必要としない欄は斜線を引いてください。

オ　訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

カ　通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

複数該当される方はコピーをしてご利用ください。

※前年１月２日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。　　（資料５）

収　支　明　細　書

年　　月　　日

１　所得者住所　　電　話

氏　　名

２　業　種　名　　３　事業開始年月日　　年　　月　　日

事業所所在地　　電　話　　４　事業期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

事業所名称

５　月別収支内訳

摘　　要		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合　計
収入の部														
支出の部														
差　　引														

※　この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

（資料６）

退　職　証　明　書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、　　年　月　日付で退職したことを証明します。

年　月　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（資料７）

在　職　証　明　書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、　　年　　月　　日より当社（所）に在職していることを証明します。

年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（資料８）

自活状況申立書（単身入居の入居者資格認定のための申立書）

氏　名	生年月日　　年　　月　　日生（　　歳）
現住所	

《 該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。 》

1　あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。
①必要とする　　②必要としない
※下記の質問「４」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記１で「必要としない」とお答えになった方は、最後の５の親族に関する事項のみお答えください。

2　現在のあなたのお住まい等の状況についておたずねします。
(1)あなたの現在のお住まい等は
①住宅　　②施設・病院等　　③その他（具体的に
(2)住宅にお住まいの方におたずねします。
・あなたの住んでいる居室の階層は
①１階　　②２階（エレベーター有 ・ 無）　　③３階以上（エレベーター有 ・ 無）
・同居している方は
①いる　　②いない
(3)施設・病院等に入っている方におたずねします。
・施設・病院等の名称は（　　）
・施設・病院等の種類は　①特別養護老人ホーム　②障害者療護施設　③病院・診療所
④その他（　　）
・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

〔　　〕

3　現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。
(1)介護保険法による市町村の認定を　　①受けている　　②受けていない
市町村の認定を受けている場合はその内容　（要支援、[要介護１、２、３、４、５]）
(2)日常生活において何か福祉用具を使用していますか。
①使用している　福祉用具の種別（　　）
②使用していない

4　あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。
裏面表中の該当する欄に丸印を記入してください。
また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

項目		①現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか。			② ①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、現在、介護（介助・援助）をどこから受けていますか。			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
		必要なし	一部必要	全部必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助		介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助	
						公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）		公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）
基本的な動作	居宅における移動									
	食事									
	お風呂									
	トイレ									
	着替え									
	炊事・洗濯・掃除等ふだんの家事									
その他	相談									
	見守り									

○現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

（　　）

○現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

（　　）

○入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

（　　）

5　生活の相談ができる親族（２名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏名	住所	年齢	電話番号	続柄

以上の申立てのとおり相違ありません。また、本庄市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、本庄市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（資料９）

婚　約　申　立　書

私たちは、　　年　　月　　日に婚約成立し、

年　　月　　日入籍予定であることを申し立てます。

年　　月　　日

申　立　者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

（注）　①　入居可能日の前日までに入籍したことが確認できることが条件になります。

②　未成年の方は親権者の同意書が必要です。

（資料１０）

内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書

私たちは、　　年　　月　　日頃から婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

年　　月　　日

申　立　者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

（資料１１）

申　　出　　書

年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

私は、

のため、　　と戸籍上離婚していませんが、

事実上婚姻関係が解消しており、今後も同居することはありません。

申出者　　住所

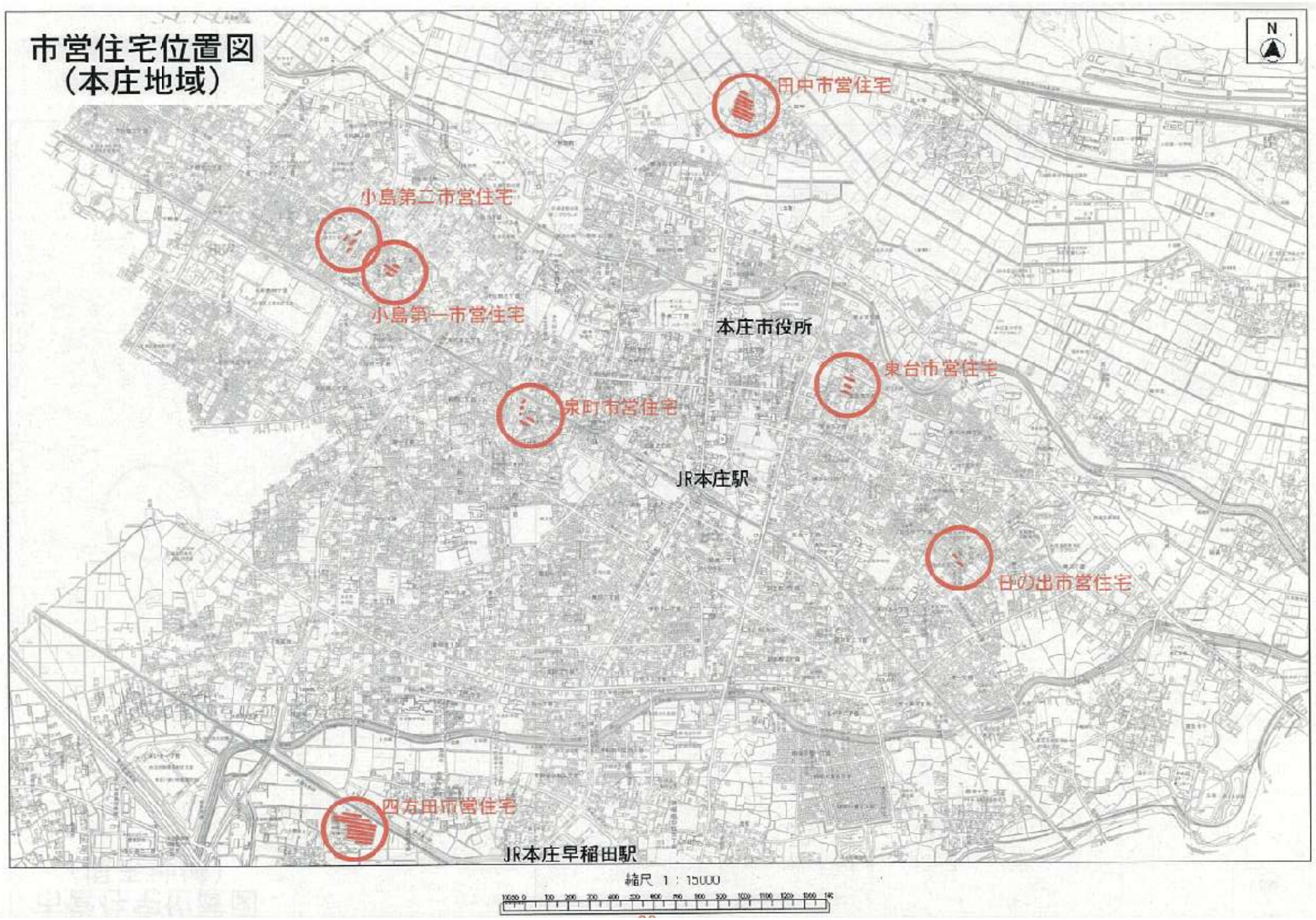
氏名

本庄市営住宅　一覧表

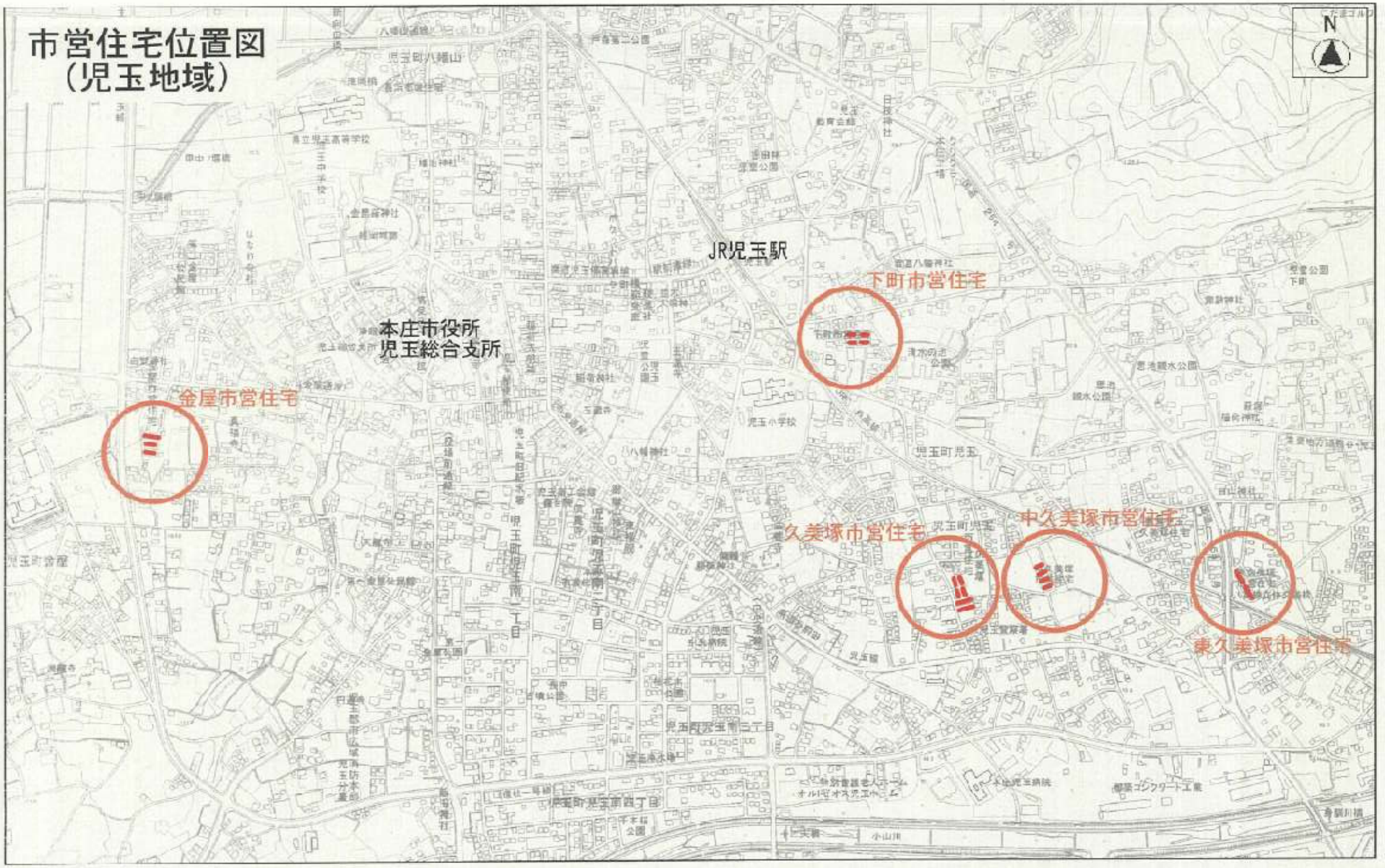
住宅名	所在地	戸数	間取り・住宅構造			ガス	トイレ	単身入居	市管理駐車場
田中	田中 216-1	39	2K	31.4 ㎡	簡平	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	水洗	可	なし
		36		36.5 ㎡					
四方田	四方田 14-1	15	2K	31.4 ㎡	簡平	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	汲取	可	なし
		36		33.9					
		62		36.5					
		20		39.4					
泉町	前原一丁目	54	3DK	61.4	中耐 3F	都市	水洗	不可	一部あり
		4	2DK	53.3	中耐 2F			可	
小島第二	小島二丁目	24	3DK	60.7	中耐 3F	都市	水洗	不可	あり
		24		59.1					
		3	2DK	50.1				可	
日の出	日の出二丁目	12	3DK	61.7	中耐 2F	都市	水洗	不可	あり
小島第一	小島一丁目	26	3DK	62.7	中耐 3F	都市	水洗	不可	あり
		11		62.3	中耐 3F 耐火 2F				
東台	東台四丁目	22	3LDK	68.4	中耐 4F 耐火 2F	都市	水洗	不可	一部あり
		4	2LDK	54.9				可	
		16	3LDK	71.3	中耐 4F			不可	
		8	3LDK	73.7	中耐 4F			不可	
		12	2LDK	59.8				可	
金屋	児玉町金屋 960-2	12	2K	39.3	簡耐 2F	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	汲取	可	なし
		8		42.7					
下町	児玉町児玉 2428	10	2K	39.5	簡耐 2F	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	汲取	可	なし
		10		42.7					
久美塚	児玉町児玉 1447-1	10	2K	36.5	簡平	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	汲取	可	なし
		10		42.7	簡耐 2F				
		10		39.3					
東久美塚	児玉町児玉 1543-6	10	2K	34.0	簡平	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	汲取	可	なし
中久美塚	児玉町児玉 1435-2	10	2K	42.7	簡耐 2F	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	汲取	可	なし
		10		46.2					

※こちらに記載の住宅は本庄市営住宅一覧です。

11 月定期募集住戸は本誌 P2 をご覧ください。


市営住宅位置図
（本庄地域）
N
田中市営住宅
小島第二市営住宅
小島第一市営住宅
本庄市役所
東台市営住宅
泉町市営住宅
JR本庄駅
日の出市営住宅
四方田市営住宅
JR本庄早稲田駅
縮尺 1：15000

市営住宅位置図
（児玉地域）



お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

本庄市営住宅担当

TEL:048-577-6043　　FAX:048-524-9769

〒360-0826　埼玉県熊谷市赤城町 1-147-2

受付時間



午前８：30～午後５：15

(土・日・祝日 及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)

埼玉県住宅供給公社

当公社はプライバシーマークを取得しています。